

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認中部地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3 件

厚生年金関係 3 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 4 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち、平成15年7月から16年9月までの期間及び17年10月から20年1月までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を15年7月から16年9月までは20万円、17年10月から18年3月までは24万円、同年4月から20年1月までは26万円に訂正することが必要である。

申立人の標準報酬月額の記録については、申立期間①のうち、平成16年10月から17年4月までは19万円、同年5月から同年9月までは24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間①のうち、平成15年7月から20年1月までに係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年6月から20年1月まで
② 平成15年7月25日
③ 平成15年12月25日
④ 平成16年7月23日
⑤ 平成16年12月25日
⑥ 平成17年7月25日
⑦ 平成17年12月22日
⑧ 平成18年7月25日
⑨ 平成18年12月22日
⑩ 平成19年7月25日
⑪ 平成19年12月21日

自分の標準報酬月額の記録が、所持しているA社に係る給与明細書に記載された給与額よりも低く記録されている。

また、申立期間②及び③は、標準賞与額の記録が、所持している賞与明細書に記載された賞与額よりも低く記録されており、申立期間④から⑩までは、標準賞与額の記録も無い。

申立期間について、標準報酬月額及び標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①のうち、平成15年7月から16年9月までの期間、17年10月から18年8月までの期間、同年11月から19年8月までの期間及び同年10月から20年1月までの期間について、申立人から提出された給与明細書により、申立人は、当該期間において、その主張する標準報酬月額（15年7月から16年9月までは20万円、17年10月から18年3月までは24万円、同年4月から同年8月までの期間、同年11月から19年8月までの期間及び同年10月から20年1月までの期間は26万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

申立期間①のうち、平成18年9月、同年10月及び19年9月について、申立人から当該期間に係る給与明細書の提出は無いものの、当該月の直後の給与明細書並びに課税庁から提出された18年分及び19年分給与支払報告書から判断すると、申立人は、当該期間において、その主張する標準報酬月額（26万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

申立期間①のうち、平成16年10月から17年9月までについては、上記給与明細書により、申立人は、当該期間において20万円又は26万円の標準報酬月額に相当する報酬月額を支給され、19万円又は24万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、上記給与明細書において確認できる保険料控除額から、平成16年10月から17年4月までは19万円、同年5月から同年9月までは24万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間①のうち、平成15年7月から20年1月までに係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の納付義務の履行については、事業主から回答は得られないものの、給与明細書等により確認又は推認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準

報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書等により確認又は推認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成 15 年 6 月については、上記給与明細書により、申立人は、当該期間において、厚生年金保険料を控除されていないことが確認できる。

このほか、当該期間について、申立てどおりの標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

2 申立期間②及び③について、申立人から提出された賞与明細書により確認できる保険料控除額又は賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額のいずれか低い方の額が、オンライン記録の標準賞与額を超えないと認められることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

申立期間④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨及び⑩について、申立人から提出された賞与明細書により、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていないことが確認できる。

申立期間⑩について、申立人から当該期間に係る賞与明細書の提出は無いものの、上記給与明細書、賞与明細書及び平成 19 年分給与支払報告書から判断すると、申立人は当該期間において、賞与が支給されていたことが推認できるものの、厚生年金保険料を控除されていないことが推認できる。

このほか、申立期間②から⑩までについて、申立てどおりの標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が申立期間②から⑩までについて、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）C支店における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和23年6月1日、資格喪失日は25年12月10日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年6月1日から25年12月10日まで

私は、前の現場であるD事業所から間を置かずA社C支店に移動して勤務していた。調査して申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳により、A社C支店における記録は、被保険者資格取得日の記載が不鮮明のため読み取ることができないものの、昭和25年12月10日に厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認できる。

また、B社から提出された社員台帳及び同社の回答により、申立人は、昭和23年5月1日から25年12月9日までにおいてA社C支店に勤務していたことが認められる。

一方、前述の被保険者台帳により、申立人のD事業所での資格喪失日は昭和23年6月1日であることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社C支店における厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和23年6月1日、喪失日は25年12月10日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①から④までに係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間における標準賞与額に係る記録を、申立期間①は5万円、申立期間②は6万9,000円、申立期間③は4万9,000円、申立期間④は9万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 18 年 7 月 7 日
② 平成 18 年 12 月 7 日
③ 平成 19 年 7 月 13 日
④ 平成 19 年 12 月 12 日

申立期間①から④までについては、標準賞与額は記録されているが、年金額に反映されない状態となっているので、適正な記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社から提出された総勘定元帳により、申立人は、当該期間において、その主張する標準賞与額（5万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②から④までについては、平成18年、19年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿により、申立人は、申立期間②は7万円、申立期間③は5万円、申立期間④は10万円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、申立期間②は6万9,000円、申立期間③は4万9,000円、申立期間④は9万6,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていた

ことが認められる。

ただし、特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立期間②から④までに係る標準賞与額については、平成18年、19年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿に記載された社会保険料から推認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間②は6万9,000円、申立期間③は4万9,000円、申立期間④は9万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間①から④までに係る賞与支払届を未提出であったとして届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中部（岐阜）国民年金 事案 3697

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年5月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年5月から55年3月まで

申立期間当時は、家族で家業を営んでおり、私も一緒に手伝っていた。私が20歳になった頃に、父親が国民年金加入手続を行い、結婚するまで国民年金保険料を納付してくれていた。父親からは、家族の国民年金加入手続も行い、両親については国民年金制度発足当初から、姉については20歳から保険料を納付していたと聞いている。父親は、姉の夫についても加入手続を行い、保険料を納付していたと思う。申立期間について、保険料の納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続及び国民年金保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする父親は既に亡くなっていることから、申立期間に係る加入手続及び保険料納付状況の詳細は不明である。

また、記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和55年12月頃にA市で払い出されていることが確認できるところ、オンライン記録及び申立人の国民年金手帳記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得状況から、申立人の国民年金加入手続は同年10月頃に行われたことが推認でき、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立人の国民年金加入手続は、この頃に初めて行われ、この加入手続の際に、47年*月*日（20歳到達時）まで遡って被保険者資格を取得する事務処理が行われたものとみられる。このため、申立人は、申立期間当時において国民年金に未加入であり、父親は申立期間の国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、前述の加入手続時期（昭和55年10月頃）を基準とすると、申立期

間のうち、47年5月から53年6月までの国民年金保険料については、既に2年の時効が成立しており、遡って納付することはできなかつたものと考えられるほか、同年7月から55年3月までの保険料については過年度保険料として遡って納付することが可能であったものの、申立人自身は、保険料を遡って納付した記憶が無いとしている上、父親からも過年度保険料として遡って納付したと聞いた覚えは無いとしていることから、当該期間の保険料を過年度保険料として納付したとまでは推認することはできない。

加えて、B市の国民年金に係る記録においても、申立人が申立期間当時、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していた形跡は見当たらない。

このほか、父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

中部（三重）国民年金 事案 3698

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年9月から61年3月までの国民年金保険料(付加保険料を含む。)については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年9月から61年3月まで

私は、A町役場(現在は、B町役場)を退職した昭和52年3月頃に、同町役場で国民年金の任意加入手続を行い、併せて付加保険料納付の申出もした。それ以降、61年4月に第3号被保険者に切り替わるまで、国民年金保険料は付加保険料を含めて未納無く納付し、資格喪失手続を行った覚えも無い。しかし、私の年金記録は、60年9月に被保険者資格を喪失し、申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料(付加保険料を含む。)の納付方法、納付金額について、「記憶が曖昧であり、答えることができない。」と回答しており、申立期間に係る保険料納付状況の詳細は不明である。

また、国民年金任意加入被保険者については、制度上、申出があれば被保険者資格を喪失することとされているところ、B町の国民年金被保険者名簿によると、申立人は、昭和60年9月に資格喪失したことが記録され、同町の窓口システムにおいても、申立期間については、「無資格」と記録されていることが確認でき、オンライン記録との食い違いは無い。このため、申立人は、申立期間において国民年金に未加入であり、国民年金保険料(付加保険料を含む。)を納付することができなかつたものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料(付加保険料を含む。)を納付したことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料(付加保険料を含む。)を納付していたものと認めることはできない。

中部（愛知）厚生年金 事案 8371

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 4 月 20 日から 45 年 3 月 1 日まで

私は、昭和 44 年 4 月 20 日から 45 年 2 月末日まで A 社で勤務したにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 社について、申立期間当時の所在地、事業主の氏名及び職場の状況などを詳細に記憶しているところ、昭和 45 年に同社に入社したとする同僚が証言している同社の当時の状況とおおむね一致していることから判断すると、期間を特定することはできないものの、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、事業所名簿及びオンライン記録によると、A 社は、昭和 47 年 9 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時に適用事業所であったことが確認できない上、上記同僚は、「自分が A 社に入社した時には、同社は社会保険に加入していなかった。2 年ぐらいして、事業主が替わった時に、社会保険に加入するようになり、自分も加入した。」と回答している。

また、上記同僚は、「A 社が社会保険に加入していなかった時期に、厚生年金保険料が控除されていたかは記憶に無い。」と回答しているところ、A 社は、商業登記簿謄本により、平成 14 年 12 月 * 日に解散していることが確認できる上、申立人及び上記同僚が名前を挙げる同社の申立期間当時の事業主を特定することができないことから、当該期間における申立人の厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除に

ついて確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 3 月 17 日
② 平成 17 年 3 月 18 日
③ 平成 18 年 3 月 18 日
④ 平成 19 年 7 月 19 日

申立期間①から④までについて、賞与を支給され、厚生年金保険料を控除されていたので、賞与の記録を追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①から③までについて、申立人は賞与明細書及び預金通帳を保管していない上、A社は、「事情により、申立人に係る資料を提出するつもりはない。」と回答しており、当該期間に係る賞与の支給及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

申立期間④について、A社は、平成 22 年 6 月 3 日付けで当該期間に係る賞与の届出を行っていることが確認できるものの、厚生年金保険法 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされている。

しかし、申立人は賞与明細書及び預金通帳を保管していない上、A社は、上記のとおり申立人に係る資料は提出しない旨回答しており、申立人の当該期間に係る賞与の支給及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立期間①から④までについて、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①から④までについて、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

中部（岐阜）厚生年金 事案 8373（岐阜厚生年金事案 2268 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 3 月 1 日から同年 7 月 10 日まで
前回の申立てについて、平成 23 年 12 月 22 日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知文をもらった。
今回、勤務（在籍）証明書を発行してもらったので、再度審議の上、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) A事業所（現在は、B社）に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人を同事業所に紹介したとする同僚の資格取得日は、申立人と同日であること、ii) 申立人は、当該期間に係る給与明細書等の資料を所持していない上、B社は当時の賃金台帳等関係資料は保存されていないと回答しており、厚生年金保険料の控除について確認できないこと、iii) 上記の被保険者名簿において、申立人の資格取得日が遡及して訂正されるなどの不自然な点は見当たらないことなどから、既に年金記録確認岐阜地方第三者委員会（当時）の決定に基づく平成 23 年 12 月 22 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、「勤務（在籍）証明書を発行してもらったので、再度審議してほしい。」と主張し、再度申立てを行っている。

しかしながら、B社が証明した「勤務（在籍）証明書」及び同僚の証言により、申立期間において、申立人がA事業所に勤務していたことはいくらかはわかるものの、B社は、「保険料控除については、資料が無いため不明である。」と回答している。

さらに、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらず、当該「勤務（在籍）

証明書」は、年金記録確認岐阜地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

このほかに、年金記録確認岐阜地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が、厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 7 月 1 日から同年 9 月 25 日まで
② 昭和 41 年 2 月 15 日から 42 年 3 月 20 日まで
③ 昭和 42 年 12 月 9 日から 46 年 5 月 21 日まで

私は、A社を退職後、脱退手当金を請求した記憶も、受給した記憶も無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金の請求書類として提出された脱退手当金裁定請求書には、昭和46年11月4日付けで管轄社会保険事務所（当時）の受付印が押されているとともに、同年12月20日付けで当該脱退手当金について支払済みとする旨の押印があるところ、当該年月日は、オンライン記録の脱退手当金の支給日と一致している上、当該裁定請求書に請求者の住所として記載された場所について、申立期間当時の申立人の住所地と一致するほか、当該社会保険事務所では、脱退手当金裁定嚢を作成して決裁を得るなど適正に裁定手続を行っていることが確認できる。

また、申立人の申立期間③の事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。